

フランス

●制度名 段階的引退制度(RP)

●制度概要 年金の満額受給に必要な被保険者期間(原則40年)を満たし、老齢年金の支給開始年齢(原則60歳)に達した者が、従前の使用者のもとでパート就労しながら、満額年金の一部(「部分年金」と呼ばれる)を受給できる制度である。

フルタイムと比較した就労時間が60~80%の場合は30%の部分年金、40~60%の場合は50%の部分年金、40%未満の場合は70%の部分年金が支給される。

●利用実績等 1988年の制度発足から2002年1月1日までの利用者総数は723件(2001年新規利用者は183人)

●備考 利用者の拡大を図るため、要件緩和など様々な改正が行われており、2008年には高齢者雇用における効果という観点から評価が行われる予定。

年齢に関する法規則等

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
年齢差別禁止の根拠法令	雇用における年齢差別禁止法 (The Age Discrimination in Employment Act of 1967:ADEA)	2006年雇用均等(年齢)規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)	一般雇用機会均等法(Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz:AGG(通常、反差別法))など	労働法典L.122-45条(差別防止に関する一般規定)など「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	1967年	2006年10月	2006年8月	(2001年11月に改正)
保護対象年齢	40歳以上のみ	全年齢	全年齢	全年齢
定年制	原則不可	可	可	可
可能な定年年齢		65歳以上	65歳以上	65歳以上
例外(上記以外で認められる定年制)	①特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制 ②高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制	65歳未満の定年制も一定要件下では可	65歳未満の定年制も一定要件下では可	年金の満額受給権があり、労働協約等に定めがある場合は60歳以上65歳未満の定年制も可。(政府の計画では65歳未満定年制は2009年末までに廃止予定)
高齢者の解雇に対する特別な保護等	先任権制度 労働協約において勤続年数の多い者はレイオフ(一時的解雇)やリコール(再雇用)等の際に優先的に処遇される権利を定めている場合が多い。	高齢者に対する雇用保護制度の付与(適用除外措置の廃止) 65歳以上の者にも①不公正に解雇されない権利及び②余剰人員整理解雇手当の請求権、を付与した。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド拠出金)の廃止 50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金を支払う制度を2010年までに段階的に廃止していく方針。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

資料出所:厚生労働省「2005~2006年 海外情勢報告」(2007年)

[参考]EUにおける高齢者雇用政策

【法制化】

1997年 アムステルダム条約
一般的差別禁止の根拠規定(第13条)

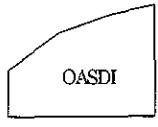
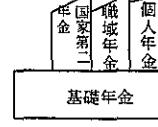
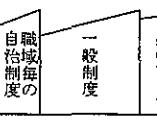
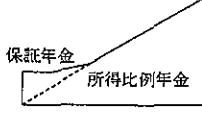
2000年 雇用における年齢差別を一般的に禁止する指令
2006年全面施行

【目標】

2001年には全体の就業率を70%に、女性を60%に引き上げるという目標と並んで、高齢者の就業率を50%に引き上げるという数値目標が設定され、60歳弱であった労働市場からの退出年齢を2010年までに5歳引き上げる。

年金制度の国際比較

(平成20年7月)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び特定の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2007年)	厚生年金: 14.996% (2007.9~、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2007.4~、月あたり14,100円)	12.4% (労使折半)	23.8% 本人: 11.0% 事業主: 12.8%	19.9% (労使折半)	16.65% 本人: 6.75% 事業主: 9.9%	17.21% 本人: 7.0% 事業主: 10.21% ※その他ご家族年金の保険料1.7%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)。
支給開始年齢 (2007年)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金: 60歳 ※男子は2025年までに、女子は2030年までに65歳に引き上げ	65歳10ヶ月 (1942年生まれの者に適用) ※2027年までに67歳に引き上げ	男子: 65歳 女子: 60歳 ※女子は2020年までに65歳に引き上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引き上げ	60歳	61歳以降本人が選択。(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引き上げ	なし	原則なし	給付費の27.5% (2006年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等により約24%(2006年)	保証年金部分

資料出所 • Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2006 / The Americas, 2005 / The Asia and the Pacific, 2006

• The Mutual Information System on Social Protection

• 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか